

## 千本桜街づくり委員会 規約

(名称)

第1条 この会は、千本桜街づくり委員会と称します。

(目的)

第2条 この会は、第3条に定める区域に住んでいる者並びに土地又は建物の所有者及び占有者（以下「地区住民等」という。）の総意によって、四季折々の花が咲き、水辺に親しめる自然と共生していける街、安全でゆとりある戸建住宅の街、快適に買い物ができる魅力ある商店街の形成等をめざし、住民自らが学び、調査・検討を重ね、行政と協力し、より良い街づくりを推進することを目的とします。

(区域)

第3条 この会の街づくりの対象とする区域は、別紙「区域図」のとおりとします。

(事業)

第4条 この会の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行います。

(1)街づくり意識の高揚を図ること

(2)地区の街づくりに関する計画（地区街づくり方針等）の作成及び管理・運営に関すること

(3)ルールの検討・策定及び管理・運営に関すること

(4)会の活動内容を別紙に定める「連絡体制」を用いて会報等で周知し意見を聞くこと

(5)その他地区の街づくりの推進に必要な活動

2 前項第2号に定める計画の作成及び第3号に定めるルールの策定を行う場合は、地区住民等の合意を必要とします。

(委員)

第5条 この会は、次の各号に定める者によって組織し、委員数は30名以内とします。

(1)千本桜自治会（役員7名、運営委員6名） 13名

(2)千本桜自主防災会 1名

(3)千本桜商店会 1名

(4)千寿会 1名

(5)桜を守る会 1名

(6)ユーとモアアの会（緑愛護会） 1名

(7)参加を希望する地区住民等

(8)会長が推薦する者

2 委員の任期は、1年とします。ただし、再任は妨げません。なお、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定めます。

(1)会長 1名

(2)副会長 1名

(3)書記 2名

(4)会計 2名

(5)監査 1名

- 2 会長は、会務を総理し、会を代表します。
- 3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- 4 書記は、会の会議等を記録し、会報等を作成します。
- 5 会計は、会の会計を掌握します。
- 6 監査は、会の会計を監査します。
- 7 役員任期は、1年とします。ただし、再任は妨げません。なお、欠員が生じた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とします。

(会議)

第7条 この会の会議は、総会及び委員会とします。

- 2 総会は、年1回開催し、次の事項を審議します。ただし、必要に応じて臨時に開催することができます。

(1)規約の改正

(2)事業計画及び収支予算の承認

(3)事業報告及び収支決算の認定

(4)その他会長が重要と認める事項

- 3 委員会は、必要に応じて開催します。
- 4 会議は、会長が召集しその議長となり、構成員の過半数の出席によって成立します。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(会計)

第8条 この会の経費は、千本桜自治会からの助成金、事業収益、その他の収入をもってあてます。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わります。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この規約は、平成11年 5月 7日から施行します。

附 則

この規約は、平成12年 5月12日から施行します。